

令和5年度 第3回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

令和6年2月15日(木) 午後6時00分～

2 開催場所

浦安市役所 4階 S2～4会議室

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、志摩一美委員、高橋教委員、高橋裕子委員

(教育委員会職員)

鈴木忠吉教育長、田中健一教育次長、榎伸一教育総務部部長、鈴木明美教育総務部次長、
宇田川順子教育総務課課長、落合幸一郎学務課課長、石川三佳指導課課長、佐瀬久代教育
センター所長

(事務局)

勝田紀仁主幹、清水豪晴指導主事、矢作雅彦副主査、新井裕子副主査

4 傍聴者

2名

5 議題

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録(案)について
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について
- (3) 浦安市いじめ防止基本方針の改定について
- (4) 審議・協議事項(非公開)

6 議事の概要

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録(案)について
第2回いじめ対策調査委員会会議録(案)について、事務局から説明した。
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。
- (3) 浦安市いじめ防止基本方針の改定について、事務局から説明した。
- (4) 審議・協議事項(非公開)
- (5) 諸連絡

7 会議経過

議題(1) 第1回いじめ対策調査委員会会議録案について、事務局から説明した。

【委員】 会議録案について、何かあるか。

【委員】 ないようなので、第2回いじめ対策調査委員会会議録については確定する。

議題(2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。

【委員】 以上の報告に関して何か質問、意見はあるか。

【委員】 今はどこの自治体も人手不足で苦勞している。学年教科支援教員は、教員の免許
をもっていて、退任された方なのか。

【事務局】 学年教科支援教員と学習支援活用推進教員については、退職後の教員もいるが、
新規の方もいる。採用試験に不合格だった大卒という場合もあるし、産休を機に教
員を退職したけれども再度教員として働きたい方や、教員免許を取得したが使っ
ておらず、子育てが一段落したので応募した方など、色々なパターンがある。

- 【委員】場合によっては、この方々が産休代替や正規職員になって、浦安のために働いてくださる可能性があるということか。
- 【教育長】途中で県費の職員に交換もできる。ちなみに学習支援室活用推進教員は各学校1名ずつで、学年教科支援教員というのは中学だと教科、小学校だと小学校免許、中学校免許の教科だけというものもある。昔は少人数教育推進教員と、補助教員と合わせると200人いた。
- 【委員】正規の教員であれば、育成指標に則った研修を受けることができるけれども、この市の独自の会計年度任用職員については制度上研修の対象から外れていると思う。それでも浦安市については、適切にいじめ対応に取り組んでもらう教員として研修をしていると理解できた。
- 【委員】生命の安全教育は非常にいい資料だが、どのくらい学校で使われているのか、どういう時に使われているのかということを知りたい。
- 【事務局】小学校版については、今年度配布し、5年生を想定はしているが、学校に任せている。教育課程の中で、特に特別活動で指導してもらいたいと伝えている。実際、どれくらい活用されているかについては、今、学校に活用状況を報告するよう依頼している。学校の意見を聞いて、より良くできるところは改訂しようと思っている。中学校については、中学校1年生を想定して、やはり、特別活動の中で指導してもらいたいと考えている。ただ、どのタイミングで指導するかというのは、学校の実態や状況に応じて、任せている。
- 【委員】人権教室等もさせていただいているので、タイアップできるかなという気持ちがある。学校と相談したい。
- 【委員】ちなみに、この合唱祭で、「ロパクでいいよ」って言われたという内容は、どう活動を展開していくのか。
- 【事務局】色々考えがあるが、みんなのためならロパクでいいじゃないと思ってしまうことがどうなのかと生徒に問題意識を持ってもらいたい。この子が歌えていないから、この言葉を言うことは本当に正しいのか？ということの問題提起として、シンキングエラーという形で載せた。こちらとしては、そういうのは間違った考え方だと思ってくれる生徒がいたらありがたい。模範回答という形では、指導案にも書いてはいない。生徒が言ったことに関して、それが本当に正しいことなのかどうかを皆で考えることを大切にするために、具体的に答えは示していない。
- 【委員】学校教育とはなんなのか、合唱コンクールとはなんなのか、その意味が一般のコンクールとは違うのではと思う。審査も、技術的なものを審査するのか、あるいはみんなで協力しているかを審査するのか。こういう「ロパクでいいよ」というようなことが出てくるとすれば、それは子どもたちが何を審査されているかという点もあると思った。そういうことも含めて考えていただければありがたい。
- 【委員】精神科だと、グループの精神療法とか入院で、何を意識するかということ、結局は、グループの持っているその人間性、成長力、そういうものがうまく発揮できるかを意識する。グループの心理士、入院の場合は各担当の看護師等と、人間の関わり合いを支えるように、医者は動かしていくし、最終的にみんなが成長して落ち着いていくように意識する。予防も大事だが、問題が起きた時に、問題に解決というよりどう付き合っていくって、その中で成長が起きるかを見る必要がある。それをせずに

結局1個1個のいじめが解消したかしてないか、謝れたか謝れてないかとか、それだけで判断すると、実は、先生も何をやってるかわからなくなると思う。

議題(3) 浦安市いじめ防止基本方針の改定について、事務局から説明した。

【委員】点検評価の方で言われている予防教育と、それから、こちらで今説明があった未然防止教育、同じものか。

【事務局】同じ認識なので、統一した表記とできるように検討する。

【委員】12ページの、いじめはいけないことだが、傷つけるつもりはなかった行動が相手にとって不快になるということは、当然起きる。いじめ防止対策推進法の定義に照らせば、ダメだと、教育を動かしていくことが今求められている一方、小学生が相手に不快な思いをさせるような行動をしないで済むかと言ったら、成長過程で絶対必要なものである。しかし、いじめとだけまっすぐ受け止めた真面目な教員が子供の健全な育ちを阻害するということが生じてきてしまっている。それに基づいて教育紛争が起きていて、裁判所が小学校の児童同士の接点で不快な思いをするというのは当たり前のことだと。それをいじめ防止対策推進法の定義に照らせば、いじめに当たるから学校は指導するということをしてしまうが故に、被害を受けた子供の過敏な保護者にとってみれば、不法行為をうちの子供が受けたと言って、訴訟に発展するということがある。保護者とのやり取りの中で、いじめ防止対策推進法の定義に照らせば、お子様がやったことはいじめなんですと言わざるを得ないが、これをうまく表現していくようにしていけないといけない。文部科学省でさえも、国の基本方針の中でいじめという言葉を使わずに指導できるものがあるということを既に認めているから、ここがいじめ防止対策推進法の非常に難しいところ。言葉が一人歩きして、目にした保護者、真面目な教員がどう動くかというところで副次的な問題をはらむなどというのは、最近気になっている。

【委員】具体的にその問題、真面目な教員がそれで問題になっている具体的な事案はあるか。

【委員】令和4年の事案で裁判の判決が下りている。小学校で、不法行為を、損害賠償請求で被害を受けたという保護者だが、小学校同士の子供の育ちの中において、いじめ防止対策推進法に照らせばいじめに当たるが、いじめ防止対策推進法は教育理念に照らした法であって、権利義務を与えるものではないから、子供同士の中で不快な思いをするのは当たり前のことだと。いじめ防止対策推進法に当たる、いじめがイコールすべて不法行為だという認定はしませんというところがあった。学校の先生はそこまでのことを理解しているわけではなく、今、いじめ防止対策推進法を理解しましょうという言葉だけが一人歩きして、現場の生徒指導、研修を行っていると思う。教育の力で、昔から丁寧にやってきているいじめ教育と、いじめ防止対策推進法をどう使いこなしていくか、教育の力でどう使いこなしていくかというところを、上手に、教育委員会側から現場に伝えていっていただきたい。不快であるものは全部ダメです、未然に防ぎましょうと、不快な思いをしないように未然に防ぐのがあなたたちの仕事ですとなってしまうと、小学校の先生はやってられないだろうと思う。

【教育長】今は小さいうちから、ちくちく言葉とか、ふわふわ言葉というものも、本当に阻害

する部分が多いと思う。

【委員】いじめ防止対策推進法はいじめと、一般的に絶対ダメないじめが違うところは、教育現場にも伝えていかねばならないと思う。私も研修講師をする際に、そこを分けるよう意識している。学校で調査に入って、いじめはなかったという結果を出して炎上するのも、客観的な意味で言ういじめはなかったけれども、本人はいじめを訴えている、だから、客観的ないじめはないけど、本人が言ういじめはあるという、そういうねじれがある。そういう状況があり得るところを教育現場に私たちがお伝えしていかないといけない。皆さん方も、特に法務局からは、いじめは人権侵害です、だから、人権侵害と捉えられるいじめと、社会的接触関係において通常起こり得るちょっとしたトラブルとは違うと、そこを教員は分かった上でいじめ防止対策推進法を扱うということが今の仕事になっている。いじめ防止対策推進は法律としてあるので、間口がすごく広く、いじめを、もう嫌だと言った子供が出たら全部いじめだとして学校が動くというのが、これが法治国家日本で今取られていることなので、それで動いていかなければいけない。

【委員】保護者の中には、その法の理解で犯罪だと言ってくる人がいる。そのやり取りをきちんと踏まえて学校の教員が対話できるようにしておかないと、保護者の説明の方に吸収されていってしまう。そこを教育職員はいじめ防止対策推進法を否定することなく、生徒指導として、うちの学校ではもういじめだと受け止めましたよ。ただ、この事案についてはこのように解決を図っていくんですよ。この行為を、いじめが犯罪だということではなく、学校としてはどう理解するかということ、そこは難しい。犯罪ではないと、それを我々がこれからお伝えしてもいい時に来ているというのが実感。

【教育長】本当にもう教育を否定しているのではないかということだが、子供同士で話し合いをさせたいのに、最初の時点で親が出てきて、子供は蚊帳の外ということがある。肝心の子供同士のことが教育の場で本当に1番大事だと思うのに、そこをさせてもらえない。これが今1番大きな問題。

【委員】現在はまず何かあった時に、子供たちから聞いたとか話し合いをさせたという、その話し合いがまず先生主導で、聞き取りに入っていると思う。なぜしたのかとかそういうことではなくて、言った子も言われた子も、それぞれの思いを吐き出すような話し合いをしていけば、多くの場合、保護者が入ってくる前に、子供同士で腑に落ちる部分があると思う。問題を解決しようと走ってしまうので、十分子供たちの思いを吐き出させる前に聞き取りをして、解決としてしまっていると思う。

【教育長】それもあるが、それ以前に、本人はいらなくて、親からの声でその解決を求められるケースがある。本当は子供同士じっくり考える、そういう葛藤をする、そこが教育の場だと思う。その機会を大人が奪っている。

【委員】教員も、保護者がきた時に、解決しますという前に、待ってくださいという勇気が必要と思う。その中で、子供たちに十分思いを吐き出させる。それがすごくいいと思う。この資料で、これをたくさんやらせてほしいなと思う。そうするとAさん、Bさん、Cさんがどう思っていたかというのが出てきて、そういう見方もあるのかと気付く展開になると思う。いきなりいじめの事案だとなった時に、先生も焦ってしまうし、子供たちも叱られるからという思いが走ってしまう。そうではなく、未

然防止の教育、こういうところに時間をたくさんかけてほしいなと思う。その中で、子供たちは自分の思っていることを言うということに慣れていく、そして、自分の思いを出したことによってお互いに納得できるところがあるんだということを知っていく、分かっていく、そういうことの経験をさせていただいたらいいのかなと思う。

事務局から連絡事項を伝え、閉会。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 清水豪晴
電話 047-351-1111 (内線) 19216